平成 27 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ 代表者代表取締役社長 進藤 博信 (コード番号 2402 東証マザーズ) 問合せ先 取締役管理部門担当 田中 和人 TEL: 03-3740-4011

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年12月24日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の一部を改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及び当社の子会社(以下「当社グループ会社」という)は、コンプライアンス体制の基礎として、アマナグループ企業行動規範及びコンプライアンス基本規程を定める。
- ②当社社長を委員長とするコンプライアンス統括委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・向上を推進し、その下部組織としてコンプライアンス事務局を設置し、コンプライアンスを実践する為の企画、推進を図るとともに、必要に応じて社内規程の新設及び改訂、ガイドラインの策定及び研修等を行なうものとする。
- ③当社のマネジャー並びに当社グループ会社の社長をコンプライアンス責任者とし、当社及び当 社グループ会社のコンプライアンスの徹底を図る。
- ④コンプライアンスを徹底するため、役員(執行役員を含む)社員、契約社員、派遣社員及びアルバイト向けへの具体的な手引書として、当社グループ会社のコンプライアンス・マニュアルを制定し、これを当社におけるコンプライアンスの規準とする。
- ⑤当社は、内部監査部門として、執行部から独立した内部監査室を置く。内部監査室は、当社グループ会社の内部監査も実施する。
- ⑥取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告するものとする。
- ⑦当社及び当社グループ会社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社 内報告体制として、当社社内並びに社外の弁護士を窓口とする内部通報システムを整備し、内 部通報規程及び内部通報処理ルールに基づきその運用を行なうこととする。
- ⑧監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定等を求めることができるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社及び当社グループ会社は、法令及び文書管理規程に基づき、文書等の保存・管理を行なう。
- ②当社取締役の職務執行に係わる情報については、取締役会規程等の社内規程を定めて対応する。 情報セキュリティー委員会が、当社及び当社グループ全社の情報を統括し、厳正な管理・運営 体制を維持・推進する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及び当社グループ会社は、業務執行に係わるリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者を設置するとともに、リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント基本規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ②有事の際の対応として危機管理基本規程及び事業継続計画基本方針書を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報セキュリティー委員会及びコンプライアンス統括委員会並びに顧問弁護士等を含む専門チームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

amana

③ISMS 内部監査活動・内部監査室の各監査業務についてもリスクマネジメントの考え方を基礎とすることによって、リスク発見または予見時の是正体制をより強固なものとし、リスク管理のあり方をより統合的なものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ②当社の経営方針及び経営戦略並びに業務執行に関る重要事項については、事前に常勤の取締役によって構成される経営会議(BDM)において論議を行なう。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社グループ会社における業務の適正を確保するために、当社グループ会社全てに適用する行動指針として、アマナグループ企業行動規範を定め、これを基礎として、グループ会社各社で諸規程を定めることとする。
- ②当社グループ会社における経営管理については、アマナグループ会社管理規程に従い、当社での事前決裁及び事前又は事後報告制度を導入し、当社による子会社経営の管理を行なうものとする。
 - i)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の代表取締役社長、取締役・執行役員及び子会社各社の代表は、当社グループ会社の横断的な会議を通じ、各担当業務における連携を図ることで、当社グループ会社の取締役等の職務の執行にかかる事項が速やかに当社に報告される体制を保持する。

ii)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ会社各社において経営会議等を適宜開催し、活発な意見交換及び迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図るとともに、アマナグループ会社管理規程に従い、効率性を確保する。

iii)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制

前1項に従い、当社及び当社グループの全員を対象としてコンプライアンスに関する基本方針に基づく各種規程を定め、規程に基づき職務の執行を行うものとする。

- ③当社から当社グループ会社になした経営管理または経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると当社グループ会社が認めた場合には、当該当社グループ会社は、内部監査室またはコンプライアンス統括委員会に報告するものとする。
- ④前号に基づき報告を受けた内部監査室またはコンプライアンス統括委員会は、直ちに当該コンプライアンス上の問題を監査役に報告を行なうとともに、意見を述べることができるものとする。また、監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項

監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「監査役スタッフ」という)を置く場合は、その人事及び具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、取締役及び関係部署の意見も十分に考慮して決定する。

7. 前項の監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役スタッフに対する 監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ①取締役については、監査役スタッフに対する指揮命令権がないこととし、監査役スタッフは、 監査役の指揮命令に従うこととする。
- ②取締役及び監査役スタッフは当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前項に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び監査役スタッフに対して報告を求めることができるものとする。

amana

8. 監査役への報告に関する体制

①取締役及び社員等が監査役に報告するための体制

取締役及び社員等は、当社もしくは当社グループ会社各社に著しい損害を及ぼす事実やその 恐れの発生、信用を著しく失墜させる事態、社内規程に基づく管理体制・手続等に関する重大 な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行う。

- ②当社グループ会社の取締役、監査役及び社員等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - i)内部監査室による当社及び当社グループ会社に対する内部監査の情報が適切に監査役と共有される体制を整備する。
 - ii)監査役が経営会議等の重要な会議体に出席し、当社及び当社グループにおける重要な情報について適時報告を受けられる体制を保持する。
 - iii)内部通報規程により、通報の社内及び社外窓口を設置し、公益通報者保護法の主旨に沿った体制を整備する。
- 9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保 するための体制
- ①前号 i 及び ii により報告をした者に対して、当該報告を理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
- ②内部通報規程においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、かかる規定通りに運用するものとする。
- 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の遂行によって生じる費用及び債務、並びにそれらの処理については、担当部署において審議のうえ、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除きその費用を負担し、監査役の職務が円滑に行うことができる体制を整備する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査に加え、内部監査室による監査を実施するものとし、各監査の結果及び改善勧告に基づく改善状況の結果について監査役への報告を行うべきことを内部監査規程に明示する。

以上